

奈良県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和三年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
アイ薬局田原本店	磯城郡田原本町一三九 一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和三年三月三十一日